

事業名	海賊版対策事業	
主管課及び関係課 (課長名)	(主管課)文化庁長官官房国際課(課長:池原充洋)	
施策目標及び達成目標	施策目標 8 - 3 文化振興のための基盤整備 達成目標 8 - 3 - (追加)海賊版対策を実施することにより、我が国の著作物の海外における適切な保護を図る	
事業の概要	本事業は、アジア地域において、ゲームソフト、アニメ等我が国著作物に対する関心が高まる一方で、それらの海賊版が大量に流通しているため、「知的財産推進計画2004」に基づき、海賊版対策として、二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、途上国の著作権保護に係る人材育成、意識啓発を支援するための研修事業の実施や著作権教材の開発、アジア地域の著作権担当職員を対象とした海賊版対策セミナーの実施、手引き書の作成などによる我が国企業の侵害国での権利行使の支援及び欧米と海賊版対策を協力して実施するための体制整備を行う。	
予算額及び事業開始年度	平成17年度概算要求額:85百万円(平成16年度予算額 47百万円) 事業開始年度:平成15年度	
事業開始時において得ようとした効果	本事業は、海外における我が国著作物の保護を目的として、平成15年度に開始し、対象国において、海賊版の取締強化や著作権関連法整備が促進されることを予定していた。	
得られた効果	アジア地域における取締の強化、法整備の実施を要請するとともに、アジア地域の著作権担当行政官等を対象とした協力事業を実施した。一方で、法整備等が進むに伴い、権利者が権利執行を行う際に必要となる新たな情報を提供することや、米国に加え、欧州から協力を求められるなど新たな対処が求められている。	
得ようとする効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請国において海賊版対策が講じられる。</li> <li>途上国において著作権保護に係る人材が育成される。</li> <li>途上国の国民の著作権保護意識が高まる。</li> <li>アジア地域の著作権担当職員の知識が向上する。</li> <li>我が国権利者の権利行使が推進される。</li> </ul>	達成年度
		平成21年度
必要性	第159回通常国会において、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が成立し、知的財産戦略推進本部において、「知的財産推進計画2004」が平成16年5月27日に決定されたところであり、我が国著作物が海外において適切に保護されることは、コンテンツ産業の海外進出の促進につながることから、アジア地域等で大量に流通している我が国著作物の海賊版を対象に、海賊版対策を行うのは喫緊の課題である。	
効率性	本事業の予算規模は85百万円であるが、経済産業省等の事業と連携しながら事業を実施することで我が国著作物の保護を高めると考えられ、我が国のコンテンツ産業の海外進出を促進することにつながるという効果を考えると、本事業は効率的に実施されると判断する。	
有効性	効果の把握の仕方 (検証の手順)	本事業の効果は、侵害発生国における取締の状況及び法整備の状況、研修参加者の自国における著作権施策の遂行状況、著作権教材の普及状況、権利者による権利の執行状況等を調べることにより、把握する。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	本事業を実施することにより、侵害発生国において著作権に関する知識が広く普及され、著作権保護意識が向上することで、著作権侵害自体の発生を未然に防止することが可能になり、対象国での海賊版対策が推進されることが見込まれる。
備考	著作権条約加入及び実態調査、著作権に関する国際的紛争等諸問題の調査研究、TRIPS協定履行にかかる評価・分析事業、国際文化フォーラム事業	

# 海賊版対策関連事業

拡充

知的財産推進計画2004

二国間協議

定期協議等の実施  
(中国、韓国、台湾)

米国との連携

海賊版対策に係る情報交換等

WTO等国际機を  
活用した監視

TRIPS法令レビューの積極的活用  
(中国、台湾)

途上国対象の  
協力事業

研修の実施、シンポジウムの開催、  
専門家派遣等

海賊版対策  
セミナーの開催

アジア地域の著作権行政担当者向け  
のセミナー開催

著作権教材開発

アジア地域の国民向けの著作権に  
関する教材開発

権利行使の支援

我が国の権利者向けの手引書の作成  
コンテンツ海外流通促進機構の支援

官民協力体制  
の構築

政府内の連携体制の整備  
官民合同ミッションの派遣

日米欧の連携

青少年、非識字者  
向けの著作権に  
関するアニメの開発

国内外における  
セミナーの開催